

26保第3400号  
平成27年2月27日

各都道府県

国民健康保険・後期高齢者医療制度主管部長様

福島県保健福祉部長



東日本大震災により被災した当県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る平成27年3月以降の一部負担金免除措置の延長について（依頼）

当県の保健福祉行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、当県の市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度におきましては平成27年2月23日付け厚生労働省からの事務連絡を受け、下記のとおり一部負担金の免除措置を延長することとしましたので、御承知いただくとともに、貴管下の市町村及び関係機関等へお知らせいただきますようよろしくお願いします。

なお、「一部負担金等免除証明書」につきまして、被保険者からの問い合わせがあった場合は、震災前の住所地があった市町村あるいは当県後期高齢者医療広域連合あて連絡するよう、御指導についてよろしくお願いします。

おって、下記内容については、当県（国民健康保険課）のホームページにも掲載する予定です。

#### 記

##### 1 一部負担金の免除措置期間について

（1）帰還困難区域等（※1）の住民の方、上位所得層（※2）を除く旧緊急時避難準備区域等（※3）の住民の方及び上位所得層を除く旧避難指示解除準備区域等（※4）の住民の方は、平成28年2月29日まで延長となります。（※5）

また、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の方は、平成27年9月30日までの延長となります。

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域

（※2）国民健康保険の例では、世帯に属する全ての被保険者の所得の合算額について、基礎控除分を除いた額が600万円を超える世帯

（※3）旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点の2つの区域等。

なお、上位所得層の判定は、前年の所得をもとに7月31日付けで行われる予定であるため、7月31日までの免除証明書を持っていた方が上位所得層になると、8月1日以降免除対象から外れることがあります。

（※4）旧避難指示解除準備区域、平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点の2つの区域等

（※5）震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。

(2) 旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民の方、平成27年10月1日以降の旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民の方及び東日本大震災による被災区域（上記（1）以外）の住民のうち、住家の全半壊等の免除要件に該当する国民健康保険の被保険者の免除措置については、保険者により対応が異なることから、各保険者に照会いただきますようお願いします。

## 2 免除証明書について

保険医療機関の窓口においては、被保険者から提示される免除証明書により有効期限を確認の上対応いただきますようお願いします。

事務担当 国民健康保険課 加藤主任主査 電話 024-521-7203 FAX 024-521-7933

電子メール<kokuminikenkouhoken@pref.fukushima.lg.jp>

【ホームページ】<http://www.pref.fukushima.jp/>

トップページ>組織別案内>保健福祉部>国民健康保険課